

る職員が、病院局長が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、「を」あり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、病院局長が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び」に、「の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を「が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

二 忌引 次の表の上欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

配偶者	十日
父母	七日
子	七日
祖父母	三日
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	一日

第十九条第一項中「職員が」の下に「要介護者（ ）を加え、「職員と同居している」を削

り、「掲げる者」の下に「（第二号から第五号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の下に「病院局長が、病院局長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条第五項中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定期間として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。

4 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十九条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）内において、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第二十五条第二項の育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

4 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給与規程第五十二条第一項に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

別表第二の十九の項中「を含む」を「及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里

親である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。」に改め、同表の二十一の項中「第十九条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の大分県病院局職員就業規程第十九条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の大分県病院局職員就業規程第十九条第一項に規定する指定期間については、病院局長は、病院局長が定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

本 局
病 院

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

（介護休暇）

第二十六条を次のように改める。
第二十六条 就業規程第十九条第一項に規定する職員の申出は、同項の指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定願（第

九号様式）に記入し、これに要介護者の状態等申出書（第九号様式の二）及び同項の要介護者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態を証明する書類を添えて、所属長に対し行わなければならない。

2 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願（第九号様式）に記入して、所属長に対し申し出なければならない。

4 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため就業規程第十九条第一項に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が業務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 職員は、介護休暇を受けようとするときは、休暇欠勤等処理簿により所属長に願ひ出でてその承認を受けなければならない。
第二十六条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第二十六条の二 職員は就業規程第十九条の二第一項に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間承認願（第九号様式の三）、要介護者の状態等申出書（第九号様式の二）及び要介護者の介護を必要とする状態を証明する書類を提出して、所属長の承認を受けなければならない。

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程・病院局訓令）

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第26条関係）

介護休暇指定期間指定願

(所属長) 殿	所属 氏名 氏名 氏名 氏名	年 月 日	(印)
家族の介護が必要なため、下記のとおり介護休暇の指定期間を指定されるよう関係書類を添えてお願いします。			
氏名	住所	生年月日	年 月 日(割)
職名	職名	年齢	職務
家族構成	家族構成	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
状態	具体的な介護内容	状態	状態
職員自ら介護を行わない理由	第1回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第1回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第1回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)
	第2回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第2回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第2回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)
	第3回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第3回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)	第3回 年 月 日から 年 月 日まで(期間)
備考			

(注) 要介護者の状態等申出書（第9号様式の2）及び要介護状態を証明する書類を添付すること。

※ 所属長記入欄

(所属長)	受付年月日	年 月 日	年 月 日
決裁欄	決裁年月日	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 承認

第九号様式の次に次の二様式を加える。

第9号様式の2（第26条、第26条の2関係）
要介護者の状態等申出書
（表）

(所属長)		殿		所属氏名		印	
氏名		生年月日		年月日		年月日	
氏名		生年月日		年月日		年月日	
職員との統柄		□同居 □別居		日(注1)			
職員との同居又は別居の別		□同居 □別居		日(注1)			
介護者		介護が必要となった時期					
上記の要介護者の状態として、下記の(1)又は(2)に該当することを申し出ます。(注2)							
記							
□(1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。【要介護：】							
□(2) 下表の①～⑫の状態のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。							
項目	状態	1	2	3			
	(注3)	(注4)					
①座位保持（10分間一人で座っていることができる。）	□自分で可	□支えてもらえれば可 (注5)	□できない				
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる。）	□つかまらな い で 可 い で 可 い で 可 い	□何かにつかまれば可 い で 可 い	□できない				
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	□自分で可	□一部介助、見守り等が必要	□全面的介助が必要				
④水分・食事摂取	□自分で可	□一部介助、見守り等が必要 (注6)	□全面的介助が必要				
⑤排泄	□自分で可	□一部介助、見守り等が必要	□全面的介助が必要				
⑥衣類の着脱	□自分で可	□一部介助、見守り等が必要	□全面的介助が必要				
⑦意思の伝達	□自分で可	□ときどき可 い で 可 い で 可 い	□全面的介助が必要				
⑧外出すると戻れない。	□ない	□ときどきある	□ほとんど毎回ある				
⑨物を壊したり衣類を破くことがある。	□ない	□ときどきある	□ほとんど毎日ある (注7)				
⑩周囲の者が何らかの対応をとな なければならぬほどの物忘れ がある。	□ない	□ときどきある	□ほとんど毎日ある				
⑪薬の内服	□自分で可	□一部介助、見守り等が必要	□全面的介助が必要				
⑫日常の意思決定(注8)	□自分で可	□本人に関する重要な意思決定 はできない(注9)	□ほとんどできない				

※該当する□に√印を記入すること。

(裏)

- (注1) 「介護が必要となった時期」が、その時期から相当期間を経過したこと等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- (注2) (1)に該当する場合には要介護状態区分を証明する書類（認定結果通知書、介護保険被保険者証等の写し等）を、(2)に該当する場合には医師の診断書又は保健師等公的な資格を有する者の証明書等を添付すること。
- (注3) 1の状態のうち「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合を含む。
- (注4) 2の状態のうち「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」又は認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことをいう。
- (注5) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合を含む。
- (注6) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ること及び摂取する量の過少・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注7) ⑨3の状態（物を壊したり衣類を破くことが「ほとんど毎日ある」）には「自分又は他人を傷つけることが時々ある」状態を含む。
- (注8) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注9) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組、その日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示又は支援を必要とすることをいう。

第9号様式の3（第26条の2関係） 介護時間承認願

(所属長) 殿		年 月 日	
所属 氏名		氏名	
家族の介護が必要なため、下記のとおり介護時間を承認されるよう関係書類を添えて お願いいたします。			
請求期間 及び時間	期		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分 午前 時 分～ 午後 時 分
氏 名	姓	住所	
	続柄	<input type="checkbox"/> 同居・ <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日	日生 (歳)	
要介護者の状況	状態	具体的な介護内容	
職員自ら介護を行わなければならない理由			

(注) 要介護者の状態等申出書（第9号様式の2）及び要介護状態を証明する書類を添付すること。

※ 所属長記入欄

決裁欄	(所属長)	受付年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（平成二十九年大分県病院局管理規程第二号。以下「改正就業規程」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、改正就業規程の規定による改正後の大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）第十九条第一項の指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を介護休暇指定期間指定願（この訓令による改正後の大分県病院局職員服務規程（以下「改正後の規程」という。）第九号様式）に記入して、所属長に対し行わなければならない。

3 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、改正就業規程附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 改正就業規程附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願（改正後の規程第九号様式）に記入して、所属長に対し申し出なければならない。

5 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、平成二十九年四月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が業務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかでない場合は、これらの期間から当該日を除いた期間に

ついて指定期間を指定するものとする。

大分県病院局訓令第二号

本 局
病 院
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第十五条第八項に次の一号を加える。

十 臨時的任用職員が、大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）第十九条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認める時間
第十五条第十項第二号中「大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）第十九条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 臨時的任用職員が部分休業（育児法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）を請求した場合には、任用期間を限度として、承認することができる。

2 部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。
第七号様式中「10 休 暇」を「10 休 暇等」に、

「(5) 公務災害、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。」

「(5) 公務災害、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、介護時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。」

(6) 部分休業の請求をした場合は、任用期間を限度として承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。
改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。